別表十四（二）付表二　記載要領

1　この表は、公益社団法人又は公益財団法人が令和７年４月１日以後に開始する事業年度において令第73条の２第１項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が当該公益充実活動等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第１項第１号（公益充実資金）に規定する公益充実活動等をいう。⑵において同じ。）の同項第２号イに掲げる実施時期の開始の日の前日の属する事業年度（⑵において「最終積立年度」という。）である場合にあつては、「$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$　⑶」の欄は、「$\frac{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$　⑶」として記載すること。

⑵　当該事業年度が最終積立年度後の事業年度である場合にあつては、「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄（当該公益充実活動等に係る部分に限る。）は、記載を要しない。

別表十四(二)の記載要領中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号。以下この記載要領において「令和７年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和７年旧法」という。）」に、「同条第２項」を「、同条第２項又は令和７年改正法附則第17条第２項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和７年旧法第63条第２項」に改める。

別表十六(一)の表中「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」を「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法若しくは経過リース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」に、

「

旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度
	取得価額又は製作価額
	⑿のうち⑾の事業年度前に損金の額に算入された金額
	差引取得価額 ⑿－⑿
	残価保証額
	償却額計算の基礎となる金額 ⑭－⑮

」を

「

旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法	旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用した事業年度
	取得価額又は製作価額
	⑿のうち⑾の事業年度前に損金の額に算入された金額
	差引取得価額 ⑿－⑿
	残価保証額
	償却額計算の基礎となる金額 ⑭－⑮

」に改め、同表の記載要領第